

市民・市内事業者限定！

## 田川市起業支援補助金

最大  
月4万円  
の補助！

田川市における雇用の創出及び活力ある地域経済の発展に資するため、市内で空き店舗を活用して新たに起業する事業者様に対し支援する制度です。

対象業種	通信業 放送業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 映像・音声・文字情報制作業 各種商品小売業 織物・衣服・身の回り品小売業 飲食料品小売業 機械器具小売業 その他の小売業 宿泊業 飲食店 持ち帰り・配達飲食サービス業 洗濯・理容・美容・浴場業 その他の生活関連サービス業 娯楽業 学校教育 その他の教育、学習支援業 医療業 その他の事業サービス業のうちコールセンター業
主な 交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●創業の日までに市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を設置する法人であること</li> <li>●週4日以上・5時間以上営業すること(10時～19時の営業時間数が全体の2/3以上)</li> <li>●不動産登記法に規定の店舗、事務所等で新築の建物でないこと</li> <li>●空き店舗を活用して2年以上継続して事業を実施すること</li> <li>●創業の日から7か月以内に最初の交付申請兼実績報告を行うことができる者</li> <li>●風俗営業、性風俗関連特殊営業、深夜における酒類提供飲食店営業を行うものでないこと</li> <li>●市税の滞納がないこと</li> <li>●反社会的勢力でないこと</li> <li>●廃業時又は休業時の店舗において再営業するものでないこと</li> <li>●空き店舗等の所有者と同一世帯の者若しくは生計を一にする者又は3親等内の親族でないこと</li> </ul>
家賃補助 *最大24か月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上限 [空き店舗改修工事 30万円以上] [空き店舗改修工事 30万円未満(工事なし含む)] 1年目 4万円/月 1年目 2万円/月 2年目 2万円/月 2年目 1万円/月</li> <li>●補助率 1/2</li> </ul>
物件購入補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上限 30万円</li> <li>●補助率 1/2</li> </ul>

30万円以上の改修工事を予定している方は、必ず工事に着手する前にご相談ください。

お問合せ・ご相談

田川市 建設経済部 産業振興課

〒825-8501 田川市中央町1番1号

☎ 0947-85-7145

受付時間：平日 8:30-17:00

詳細はこちら ▶



田川市 起業支援補助金

